

第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	平成31年・令和元年		平成30年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
総数	2,275	2,169	2,367	2,304	△92	△135	
ダフヤ行為(第2条)	10	7	11	13	△1	△6	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為(第5条)	卑わい行為(第1項)	1,787	1,685	1,815	1,754	△28	△69
	うち)盗撮	(758)	(697)	(774)	(740)	(△16)	(△43)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	19	18	11	10	8	8	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為等(第7条)		459	459	530	527	△71	△68
	うち)勧誘(スカウト)	(83)	(83)	(110)	(111)	(△27)	(△28)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は、不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成31年・令和元年	平成30年	前年比	
ストーカー行為等に係る相談	1,262	1,784	△522	
警告書の交付(第4条)	410	488	△78	
禁止命令等(第5条)	95	72	23	
援助の実施(第7条)	530	r 595	△65	
検挙	ストーカー行為罪(第18条)	97	95	2
	禁止命令等違反(第19・20条)	13	13	-

注1 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

2 援助の実施にあつては、平成31(令和元)年から援助申出受理件数を表示する。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成31年・令和元年	平成30年	前年比	
配偶者からの暴力に係る相談	8,435	9,042	△607	
接近禁止・退去命令(第10条)	7 (6)	6 (6)	1	
接近禁止(第10条1項1号)	51 (47)	37 (31)	14	
退去命令(第10条1項2号)	-	-	-	
援助の実施(第8条の2)	4,976	3,759	1,217	
検挙	保護命令違反(第29条)	1	1	-

注1 DV防止法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 ()内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課